

手続名	船難報告書の提出、認証
手続根拠	水難救護法第10条第1項及び第2項
手続対象者	船長
提出時期	遭難後遅滞なく提出
提出方法	各市町村長に問い合わせ
手数料	なし
添付書類	市町村長が審査するにあたり、船内の書類の提出を求める場合がある。
部 数	各市町村長に問い合わせ
申請書様式	特になし
記載要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の種類及び名称 ・ 総トン数 ・ 船籍港 ・ 船舶所有者の氏名又は名称 ・ 発航港、寄港港、到達港及び遭難の場所 ・ 遭難及び救護の顛末 ・ 船舶の損害 ・ 死傷者の氏名 ・ 滅失若しくは損したる積み荷の種類、重量若しくは容積その荷造りの種類、個数、記号及び備船者若しくは荷送人の氏名若しくは名称
記載例	特になし
窓口情報	
提出先 受付時間 相談窓口	各市長村に問い合わせ

手続情報	
審査基準 標準処理期間 不服申立方法	各市町村長に問い合わせ

手続名	救護費用支給の申立に係る費用の決定
手続根拠	水難救護法第14条第1項 水難救護法第15条第1項
手続対象者	救護費用を受けようとする者
提出時期	各市町村長に問い合わせ
提出方法	各市町村長に問い合わせ
手数料	なし
添付書類	特になし
部 数	各市町村長に問い合わせ
申請書様式	特になし
記載要領	各市町村長に問い合わせ
記載例	特になし
窓口情報	
提出先 受付時間 相談窓口	各市長村に問い合わせ
手続情報	
審査基準 標準処理期間 不服申立方法	各市町村長に問い合わせ

手続名	売却、抵当及び質入れの為の認可
手続根拠	水難救護法第16条第4項
手続対象者	船長
提出時期	救護費用を支払うことが出来ない場合
提出方法	各市町村長に問い合わせ
手数料	なし
添付書類	なし
部 数	各市町村長に問い合わせ
申請書様式	特になし
記載要領	特になし
記載例	特になし
窓口情報	
提出先 受付時間 相談窓口	各市長村に問い合わせ
手続情報	
審査基準 標準処理期間 不服申立方法	各市町村長に問い合わせ